



□県内各地 秋祭り

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

●平成26年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます…………… 2

●平成26年10月1日より日本国籍を有しない厚生年金保険の被保険者・
国民年金第3号被保険者にかかるローマ字氏名の提出が必要になります …… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

●柔道整復師のかかり方について …… 4

●退職される方にお知らせください!退職後の健康保険のご案内 …… 5

●佐賀県社会保険協会

●平成26年度 社会保険事務講習会のご案内 …… 6

●ウォーキングマップ(杵島郡白石町:ちょこつと森林浴) …… 7

●年金相談窓口開設等のご案内 …… 8

●平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され、福岡広域事務センターとなります …… 8

職場内で回覧しましょう

事業主の
皆様へ

平成26年9月分から厚生年金保険の 保険料率が改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成26年9月分(同年10月納付分)から平成27年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

現行

- 一般の被保険者の方 17.120%
- 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 17.120%
- 旅客鉄道会社等の被保険者の方 17.120%
- 農林漁業団体の事業所の被保険者の方 17.120%

平成26年9月～
➔ **17.474%**

現行

- 坑内員・船員の被保険者の方 17.440%

平成26年9月～
➔ **17.688%**

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 12.474%～15.074%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 12.688%～15.288%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

従業員の方々へ
通知等の励行を
お願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないことになっております。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

平成26年10月1日より

日本国籍を有しない**厚生年金保険の被保険者・国民年金第3号被保険者**にかかるローマ字氏名の提出が必要になります。

日本国籍を有しない **厚生年金保険の被保険者** 及び **国民年金第3号被保険者** について、年金記録の適切な管理を行う観点からローマ字氏名に関する書類の提出が必要となります。

日本国籍を有しない**厚生年金保険の被保険者の資格取得の届出**及び**氏名変更の届出**の際には、「厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届」の添付が必要となります。

厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届

年金手帳の基礎年金番号	生年月日(西暦)	性別	住民票の有無
1 男		1 無	
2 女		2 有	

被 保 険 者 氏 名

氏名記入欄
フリガナ
ローマ字

※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です)。

漢字氏名 フリガナ 記入欄	(英)
通称名 フリガナ 記入欄	(英)

※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック(✓)してください。

理由記入欄	<input type="checkbox"/> 短期在留者であるため <input type="checkbox"/> 海外に住所を有している者であるため <input type="checkbox"/> 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため <input type="checkbox"/> その他 理由()
-------	--

【記入上の注意】

- 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同じものを記入してください。
- ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名欄」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
- 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。

平成 年 月 日 提出

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 () -

社会保険労務士の提出代行者印

様式第七号の二(第十五条及び第二十一条関係)

日本国籍を有しない**国民年金第3号被保険者の資格取得の届出**及び**氏名変更の届出**の際には、ローマ字により氏名を標記した書類(外国人登録証の写し等)の添付が必要となります。

お問い合わせ先

佐賀年金事務所

唐津年金事務所

武雄年金事務所

- 厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 国民年金課 TEL0952-31-4194
- 厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 国民年金課 TEL0955-72-5163
- 厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122
- 国民年金課 TEL0954-23-0123

柔道整復師の かかり方について

柔道整復師(整骨院、接骨院)にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。
しかし、柔道整復師による施術には、**健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。**

健康保険の対象となる場合

- **急性**などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷(肉離れなど)
- **急性**などの外傷性の骨折、脱臼
(骨折・脱臼の場合、応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。)

主な負傷例

日常生活上やスポーツ中に転んで膝を打ったり、
足首を捻ったりして**急に**痛みがでたとき



健康保険の対象とならない場合(例)

- 慢性的な筋肉疲労からくる肩こり・腰痛
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)による痛み・こり
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 仕事中や通勤途上でのケガ

以上の場合に、「健康保険が使える」と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は、**全額または一部を自己負担していただくことがあります。**その場合、後日整骨院・接骨院から請求されるか、もしくは「協会けんぽ」から請求させていただくこととなります。



「接骨院・整骨院」に行かれた際は・・・

- 1 「接骨院・整骨院」に負傷の原因を正確に伝えましょう。
- 2 療養費支給申請書内に記載されている施術内容等が実際と相違ないかを確認し、ご自身で署名しましょう。
- 3 「接骨院・整骨院」から領収書を必ずもらいましょう。
- 4 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

※ 「病院」と「接骨院・整骨院」を重複して受診する場合、健康保険は原則適用されませんが、
例外として「負傷の状態の確認のため」に医師の検査や投薬を受ける場合は健康保険が適用されます

※協会けんぽから施術を受けられた皆様へ、文書にて施術内容についてお尋ねすることがあります。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
TEL 0952-27-0611(代表)

退職される方にお知らせください！

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険のご加入先には下記の3つがあります。保険料などをご検討のうえご加入ください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。 ● 退職日の翌日から20日以内に手続きすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した金額になります。 ※ただし、保険料の上限があります。またお住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。 佐賀支部の上限は33,264円です 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 ● 保険料の減免制度があります。(倒産、解雇などの場合) ● お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者の保険料負担はありません。 

※健康保険組合ご加入の事業所をご退職の場合
任意継続のお手続きは、ご加入されていた健康保険組合となりますのでご注意ください。

申請手続きのご案内

申請書 健康保険任意継続
被保険者資格取得申出書

申請書はインターネットからも取得できます！

添付書類

退職者本人のみの加入の場合… 不要です！
ご家族も被扶養者として加入手続きする場合…
生計維持関係を証明できる書類の添付が必要な場合があります。申請書をご覧ください。
協会けんぽへお問い合わせ下さい。

郵送

退職日の翌日から20日以内に
当協会に必着となるよう
お願いします。

協会けんぽ

退職される方へ 重要

- 在籍時にお持ちになられていた健康保険証を使用できるのは退職日までです。
- 退職日の翌日以降に、退職前の健康保険証で絶対に受診しないでください！
⇒もし、受診してしまうと、受診者様側に当協会から医療費の返納を求められることとなります。
- ⇒そうならないためにも、退職される際は家族分も含めた全ての健康保険証をご退職先にご返却ください。

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索





平成

26
年度

社会保険事務講習会のご案内

9月 高額療養費の実務

高額療養費や限度額認定証の事例に沿った講習を行います。

講師 ● 全国健康保険協会佐賀支部職員

10月 老齢年金の制度全般について

年金制度の内容や改正事項など、老齢年金全般に関する講習を行います。

講師 ● 日本年金機構年金事務所職員

地区	日程	会場	地区	日程	会場
武雄	9月10日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖	10月8日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖	9月11日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄	10月9日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀	9月12日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津	10月15日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
唐津	9月17日(水)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	佐賀	10月16日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加費 **会員事業所は無料**
(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ
 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
 主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



社会保険事務講習会 参加申込書

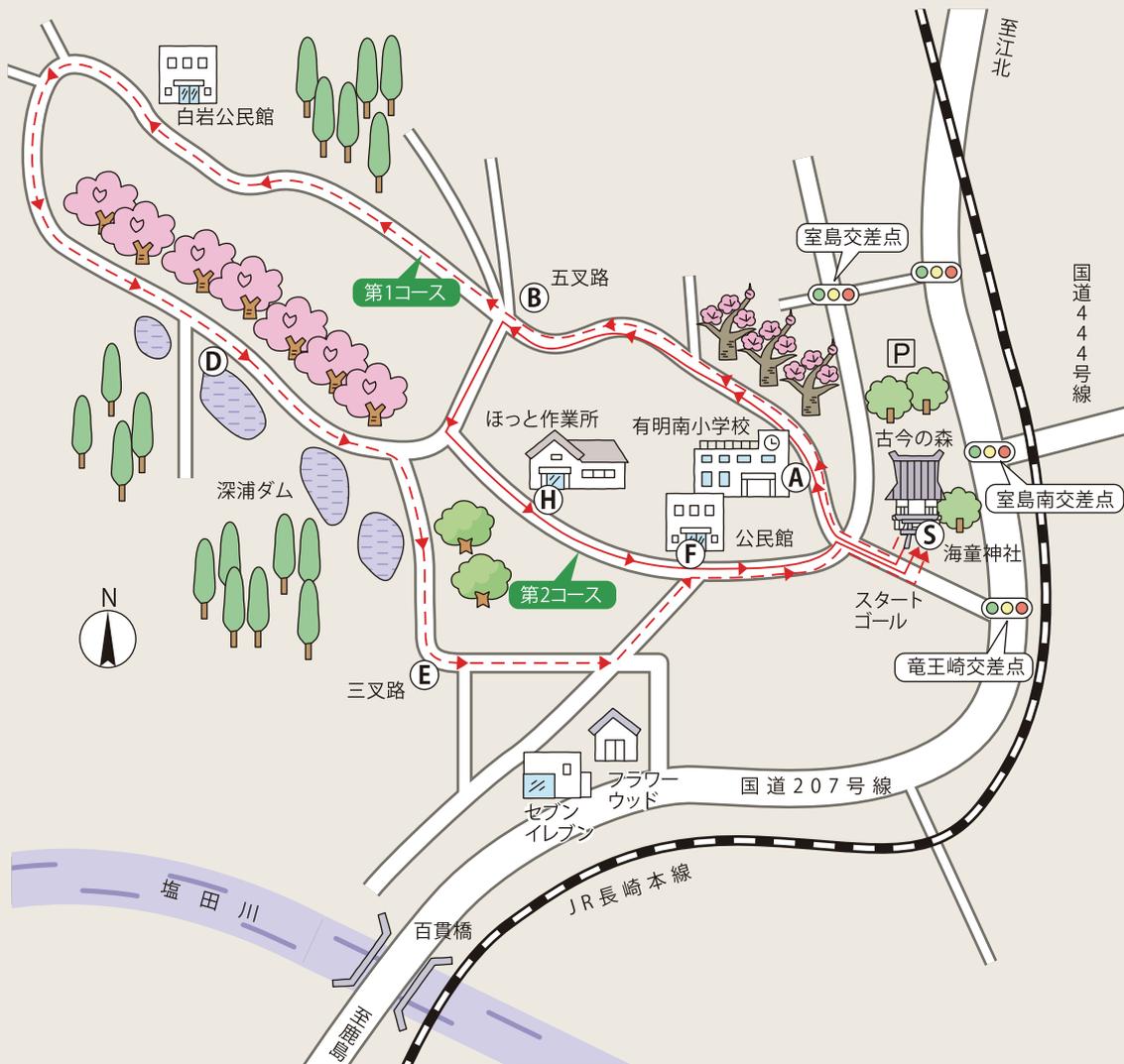
整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	『高額療養費の実務』 会場:(武雄・鳥栖・佐賀・唐津) 日時:平成 年 月 日()	『老齢年金の制度全般について』 会場:(鳥栖・武雄・唐津・佐賀) 日時:平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 TEL:		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

No.19 佐賀県 ウォーキングマップ

ちよこつと森林浴コース

起点の所在地 ● 白石町深浦



コースの距離と時間

(総距離・時間: ① 7.1km・82分 ② 4.3km・50分)

- ① ⑤海童神社 $\xrightarrow{0.6\text{km} / 7\text{分}}$ ④有明南小学校 $\xrightarrow{1.4\text{km} / 16\text{分}}$ ③五叉路 $\xrightarrow{2.1\text{km} / 24\text{分}}$ ②桜の里入口 $\xrightarrow{1.0\text{km} / 12\text{分}}$ ①深浦ダム $\xrightarrow{0.8\text{km} / 9\text{分}}$ ④有明南小学校 $\xrightarrow{0.3\text{km} / 4\text{分}}$ ⑤海童神社 $\xrightarrow{0.9\text{km} / 10\text{分}}$
- ② ⑤海童神社 $\xrightarrow{0.6\text{km} / 7\text{分}}$ ④有明南小学校 $\xrightarrow{1.4\text{km} / 16\text{分}}$ ③五叉路 $\xrightarrow{1.1\text{km} / 13\text{分}}$ ①深浦ダム $\xrightarrow{0.3\text{km} / 4\text{分}}$ ⑤海童神社 $\xrightarrow{0.9\text{km} / 10\text{分}}$



海拔0~200mの山の尾根近くを道が通っています。南側を歩くと鹿島市内の街並みや白岳集落を眺めることができます。また、春には有明南小学校の桜がとてもきれいに咲き誇ります。この一帯は、車通りも少なくウォーキングには適した道になっています。

照会先 ● 白石町役場 保健福祉課 健康づくり係 TEL 0954-65-3111

平成26年10月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13	14 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22 有田町役場 本庁舎 (予約)	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00

年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
※希望される日の前日までにお申しください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

平成27年1月1日 佐賀事務センターは廃止され、福岡広域事務センターとなります

日本年金機構における各種届書の審査・入力・決定事務等は現在、各都道府県事務センターで行っています。

この度、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、福岡事務センターと佐賀事務センターを統合して、平成27年1月1日から福岡広域事務センターとなります。

新名称・新所在地

名称 日本年金機構 福岡広域事務センター

所在地 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19
福岡ファッショビル2階

統合日

平成27年1月1日

《福岡広域事務センター新設に伴う届書の送付について》
現在、佐賀事務センターへ送付いただいている各種届書については、**平成27年1月1日以降は福岡広域事務センターへ送付して下さい。**

※福岡広域事務センターは現在の事務センターと同じく郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※電子申請(e-Gov)を利用した届書については、提出先の変更はありません。(現行と同様に、〇〇年金事務所(佐賀事務センター)を選択してください。)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成26年9月分保険料の
納付期限は**平成26年10月31日(金)**です。